

令和7年1月23日開会
令和7年1月23日閉会

第792回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 9 2 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 9 2 回湯川村農業委員会定例総会を令和 7 年 1 月 2 3 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
8 番	高 木 伸 也	9 番	鈴 木 明 美
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（0 人）

5 番 山 口 栄 子

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。昨年は米の値段が上がり、久しぶりに明るく楽しいお正月を迎えられたことと思います。雪もなく過ごしやすい正月だなと思っておりましたところ、農地相談会の 9 日、次の日の 1 0 日、2 日間で 1 m 近くも雪が降り一面が銀世界になってしまい、毎日雪かきに追われている状態ではないかと思います。雪は節になると溶けますので、今はゆっくり身体の方を休めていただいて春の仕事に向けて身体を労わっていただけたらと思います。また、9 日の農地相談会は足元がとても悪かったために相談者はいなかったようですが、担当された委員の方は吹雪の中大変お疲れさまでした。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、5 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、欠席の報告を受けておりません。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

集落における申請地の場所につきましては6ページに案内図、7ページに

公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。8 ページには土地利用計画図を添付しており、緑色の部分が申請地であります。その他の部分は法律で転用許可が不要となっております。

■■■■ 集落における申請地の場所につきましては9 ページに案内図、10 ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。11 ページには土地利用計画図を添付しており、緑色の部分が申請地であります。先ほどと同様にその他の部分は法律で転用許可が不要となっております。

工事の内容と簡単に説明すると、ドラム場となる■■■■ 集落、エンジン場となる■■■■ 集落に架設するための装置を設置し、古い電線に新しい電線を結んで巻き取りながら張り替えをしていく工事ということです。

取水計画はなく、排水については、雨水は地下浸透、汚水は移動式仮設トイレを使用し処分場へ搬出するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れはないと考えます。申請地は、いずれも村道に隣接しており、該当する田について今作は全筆休耕地とするため影響はないと考えます。隣接する農地に資材が飛散しないよう周囲をネットで囲む対応を取るため、付近に及ぼす恐れはないと考えます。また本案件は、一時転用でありますので、工事完了後、仮設資材は速やかに撤去し、農地として影響が出ないよう原形復旧します。また土地の返還にあたっては、地権者に復元状態を確認していただき書面で了解を得るため問題ないと考えます。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、原則許可できない1 種農地でございますが、例外事業の一時転用事業に該当しております。面積につきましては駐車場・資材置場の工事用地として必要最小限であり、基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、自己資金でまかなうとのことで、銀行からの残高証明により確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないとの事です。なお、関係する集落区長へのあいさつはこれから実施し、チラシ等も配布して住民への周知も行うとのことです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われます。

続きまして整理番号2 番です。12 ページをお開きください。権利の種類につきましては、使用貸借権の設定です。設定人は■■■■ 集落の■■■■ さん、被設定人は■■■■ 集落の■■■■ さんと■■■■ さんです。申請地は大字■■■■ ■■■■ で登記地目、現況地目は■■■■ です。面積は■■■■ m²です。対価は■■■■ です。

申請地の場所につきましては13 ページに位置図、14 ページに案内図、15 ページに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。隣接する宅地を分筆して建設するため、16 ページの公図をご覧になった方が分かりやすいと思います。

転用の事由であります。被設定人の2名は現在夫の実家にて生活しているが、今後家族が増え手狭になることから、住宅建築のための土地を複数箇所検討していた。妻の実家の隣に設定人（妻の父親）が所有する畑があったため、隣接する宅地部分を分筆した土地[REDACTED]も含めてこの場所に住宅を建築したいとのことです。工事期間は、許可の日から令和7年5月31日まで、利用期間は許可の日から30年であります。所要面積は宅地等を含め合計[REDACTED]㎡です。

17ページの土地利用計画図、18ページの取水排水図、19～21ページの住宅の平面図・立面図により詳細を説明。

取水は水道、汚水は下水道を利用し、雨水については地下浸透にて対処するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は、南側に農地に隣接しておりますが、境界にはL型擁壁を設置するため、付近に及ぼす影響はないと考えます。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、1種農地であり、原則として許可できない農地に該当しておりますが、例外事業の集落接続事業に該当しており基準に合致しております。

面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、一般住宅の転用基準面積500㎡以内でございまして基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、融資証明により確認しております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われま。

説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して整理番号1番について現地調査委員からの報告をお願いします。2番委員をお願いします。

2番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。（報告内容は割愛）

議長 続きまして、整理番号2番について現地調査委員からの報告をお願いします。10番委員をお願いします。

10番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。（報告内容は割愛）

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし、の声）

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

15番委員 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述

べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致している
ので承認したいと思います。

議 長 これより、議案第 1 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による
許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案の
とおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 それでは、22 ページをお開きください。議案第 2 号、農用地利用集積計画の
決定について（利用権設定）を議案書 22 ページにより朗読。今回の案件は、
新規が 7 件、再設定が 5 件であります。23 ページ以降を説明。

内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件
を満たしていると考えの旨を述べた。

議 長 続きまして議案第 2 号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお
願いいたします。

議 長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番委員 整理番号 8 番について、耕作者の年齢が 70 歳と高齢だが、5 年間の利用権
設定を締結することに問題はないのか。

事 務 局 確かにご高齢ではありますが、ご本人としても規模拡大するご意向はなく、
春に再設定した 70 歳集落の方の農地は合意解約して、令和 7 年度からは別の
耕作者に依頼するなど、縮小はされているようです。本案件につきましてはは
自分の集落の近くの農地でこれまでも借り受けていらっしゃっていたので、
再設定したのだと思います。

議 長 他にございませんか。他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

15 番委員 議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも
事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致している
ので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより、議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を
採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第2号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決いたします。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書36ページにより朗読。今回の案件は、新規1件、再設定13件です。37ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。案件のほとんどが元々農業委員会を通して集積計画における利用権設定をしており、令和7年3月31日の期間満了を迎えるため、令和7年4月1日から農地バンクを介した利用権設定に移行するものです。基本的には10年間で締結しておりますが、申請番号6番のみ5年間という希望があり、期間が短くなっております。また、申請番号14番については喜多方市塩川町の方同士での契約となりますが、相対の利用権設定を合意解約した上で、農地バンクを介した利用権設定に切り替えたものです。来年から耕作面積が増えるため、できるだけ農地バンクを通したいというご意向で、来月も申請がある見込みです。

43ページをお開きください。新規の案件について説明します。

土地の所在は、大字■■■■■■■■■■合計■■筆で■■■■m²であります。出し手となる農地所有者が■■■■集落の■■■■さんで、受け手となる農地借受者は■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和7年4月1日、終期は令和17年12月31日の10年9ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和7年2月25日の予定です。耕作者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。

53～54ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、55～56ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

新規・再設定いずれも37ページにあります貸付相手に関する要件の2の（1）及び（3）の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第3号申請番号4番・5番については、■■■■委員のご家族が受け手となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。■■■■委員は、退席をお願いします。

議 長 これより申請番号4番・5番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより申請番号4番・5番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第3号、申請番号4番・5番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 ■■■■委員の入室を許可します。

議 長 議案第3号、申請番号4番・5番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第3号、申請番号4番・5番以外の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第3号、申請番号4番・5番以外の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第792回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第1号 原案のとおり承認

議案第2号 原案のとおり決定

議案第3号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議長 全議事の終了を告げ、令和7年1月23日午前10時閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年2月18日

湯川村農業委員会

会 長

3 番 委 員

4 番 委 員